

「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（答申案）」に対する意見

2009年（平成21年）7月23日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

政府は、速やかに中央環境審議会（以下「中環審」という。）大気環境部会が作成した答申案（以下「本答申案」という。）記載の微小粒子状物質（以下「PM_{2.5}」という。）の環境基準を設定し、併せてPM_{2.5}の測定体制の整備を行い、その削減対策を実施されたい。

第2 意見の理由

- 1 わが国では、近年、浮遊粒子状物質（以下「SPM」という。）の環境基準を定め、90%の達成率を実現するに至った。しかし、それにもかかわらず、気管支ぜん息をはじめとする呼吸器疾患患者が増加し続けている。
- 2 この間、世界各地で調査・研究がなされ、SPMの中でも粒径2.5マイクロメートル以下のPM_{2.5}の健康に対する影響が注目されることとなり、米国では、1997年にPM_{2.5}の環境基準を設定し、2006年9月には基準の改定・強化がなされ、世界保健機関（WHO）も2006年10月にPM_{2.5}のガイドラインを設定した。
- 3 わが国においても、PM_{2.5}の健康に対する影響や環境基準の早期設定を指摘する声が高まり、2008年12月9日に、環境大臣から中環審にPM_{2.5}に係る環境基準の設定について諮問がなされ、中環審は、大気環境部会に「微小粒子状物質環境基準専門委員会」及び「微小粒子状物質測定法専門委員会」を設置して検討を行い、本答申案が作成されるに至った。
- 4 本答申案は、年平均値1立方メートルあたり15マイクログラム、日平均値1立方メートルあたり35マイクログラム以下の環境基準値を定めており、最新の科学的知見を踏まえた説得力ある内容となっている。

当連合会は、政府に対し、2008年7月18日付け「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準設定を求める意見書」を提出し、その基準の設定を求めてきたものであるが、速やかに本答申案記載の環境基準の設定を行うとともに、その基準の達成に向けて、PM_{2.5}の測定体制を整備し、その削減対策が実施されるよう求める。